

加茂市官民連携まちなか再生  
エリアプラットフォーム構築等支援業務  
公募型プロポーザル実施要領

令和5年5月  
加茂市総務課政策推進室

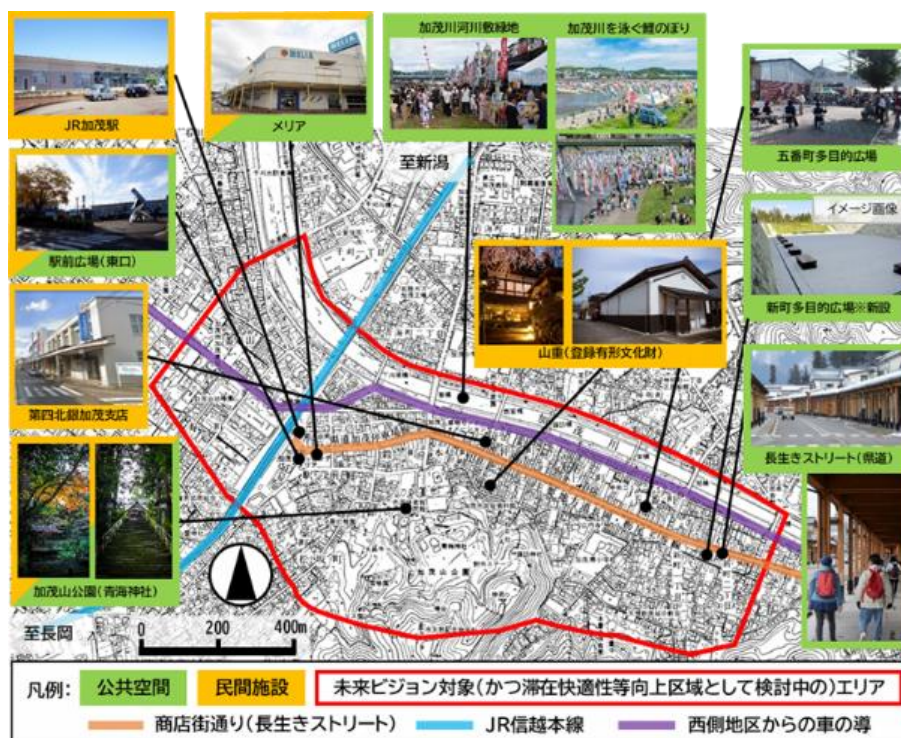
# 加茂市官民連携まちなか再生エリアプラットフォーム構築等支援業務 公募型プロポーザル実施要領

## 1. 目的・背景

加茂市（以下、「本市」）では、令和3年10月に策定した加茂市総合計画において、人が集い、賑わいと活力があふれ、持続可能なまちの実現を目指して、加茂駅周辺のまちなかエリア（以下、「対象エリア」とし、下図1を参照のこと）を中心としたまちづくり・賑わいづくりの方向性が明示されている。

また、令和5年度より策定作業に着手する都市計画マスタープランにおいても、総合計画やこの取組を通じて進めていく対象エリア内のまちづくりの方向性に関する議論との整合を図りながら、加茂市全体の活力をけん引していく最も重要な拠点として位置づけられるべきエリアである。

本業務の目的は、本市が官民連携まちなか再生推進事業等を活用し、対象エリアにおける課題の解決や賑わい創出の取組を戦略的かつ継続的に推進するため、官民の多様な主体が参画する枠組み（＝エリアプラットフォーム（以下、「AP」）を構築し、対象エリアの方向性やあるべき姿について、地域で活躍する多様な主体間で共有すべきまちづくりの羅針盤とも言うべき未来ビジョンの策定に向けて取り組むにあたり、官民を問わない多様な関係主体間での円滑な連携・調整や、対象エリア内の課題や魅力の抽出・分析、エリア価値向上への方向性・戦略など、今後検討を進める未来ビジョンの策定を見据えた業務に関して精通し、実績を有する事業者の知見や能力を最大限活用することであり、こうした業務の委託に際しては、価格のみでなく、豊富な経験と高度な専門知識を活かした総合的かつ具体的な支援を可能とする事業者の選定が必要不可欠であることから、本実施要領に基づいて公募型プロポーザルを実施するものである。



下図1.【事業の対象エリア（赤線で囲われた部分）】

## 2. 業務の概要

- (1) 業務名 : 加茂市官民連携まちなか再生エリアプラットフォーム構築等支援業務
- (2) 業務内容: 別添仕様書のとおり
- (3) 履行期間: 契約締結日から令和6年3月29日(金)まで
- (4) 業務規模: 4,400,000円(消費税及び地方消費税を含む)を上限とする。

## 3. 参加資格要件

本プロポーザル参加資格は、次の条件を全て満たすこととする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続又は再生手続開始の決定がなされていない者。
- (3) 加茂市暴力団排除条例(令和元年10月3日条例第18号)第2条第1号、第2号、第3号に該当しない者。
- (4) 国税、地方税を滞納していない者。
- (5) 令和5年4月1日現在、官民連携まちなか再生推進事業に関して、以下の業務実績を1件以上有する者。
  - ① エリアプラットフォームの構築又はその支援に関する業務
  - ② エリアプラットフォーム又は地方自治体を事業主体とした未来ビジョンの新規策定又はその支援に関する業務
- (6) 令和5年4月1日現在、パブリック空間を利活用したエリアマネジメントに関する実績を1件以上有する者。なお、マネジメント対象エリアの規模は問わないが、公的機関の広報誌や機関誌、マスメディア等において広く取り上げられたことを証明できるものに限る。

## 4. スケジュール(予定)

- |                 |                     |
|-----------------|---------------------|
| ・公募の開始          | 令和5年5月1日(月)         |
| ・質問事項の提出期限      | 令和5年5月10日(水)12時まで   |
| ・質問事項に対する最終回答   | 令和5年5月12日(金)        |
| ・参加表明書等の提出期限    | 令和5年5月15日(月)17時まで   |
| ・業務実施スキーム等の提出期限 | 令和5年5月22日(月)17時まで   |
| ・書類審査           | 令和5年5月23日(火)~26日(金) |
| ・審査結果の通知        | 審査終了後1週間以内          |
| ・契約締結           | 令和5年5月末~6月初旬        |
- (なお、必要に応じ、審査の過程で個別にヒアリングする可能性があります。)

## 5. 提出書類

参加予定者は、次の書類をそれぞれの期限までに提出すること。

【参加表明書等（令和5年5月15日（月）17時まで）】

- (1) プロポーザル参加表明書（様式－1）
- (2) 会社概要書（様式－2）
- (3) 業務実績書（様式－3）
- (4) 公募開始日から過去3年以内の処分歴等の有無（様式－4）

【業務実施スキーム等（令和5年5月22日（月）17時まで）】

- (5) 業務実施体制（様式－5）
- (6) 技術者業務経歴（様式－6）
- (7) 業務実施スキーム（任意様式 A3 サイズ横型）

本実施要領及び仕様書における目的、業務内容等を理解した上で参加予定者が本業務をどのように実施するか、その技術手法等を具体的に記載すること。

- (8) 業務スケジュール（任意様式 A3 サイズ横型）
- (9) 業務見積書（任意様式 ※1）

※1 仕様書における業務内容に沿って、業務の見積価格の内訳を、消費税及び地方消費税を抜いた金額で明記すること。

【質問事項（令和5年5月10日（水）12時まで）】 ※質問事項がある場合のみ提出

- (10) 質問書（様式－7）

## 6. 質問の受付及び回答

- (1) 受付期間 令和5年5月1日（月）から令和5年5月10日（水）12時まで
- (2) 提出方法 電子メールに限る。なお、上記5の（10）を用いること。

提出先メールアドレス [m.kondo@city.kamo.niigata.jp](mailto:m.kondo@city.kamo.niigata.jp)

（なお、CCにて [kondo.kouki@city.kamo.niigata.jp](mailto:kondo.kouki@city.kamo.niigata.jp) 宛にも提出すること。）

- (3) 質問に対する回答

令和5年5月12日（金）中に加茂市公式ホームページ上で回答するものとする。

## 7. 参加表明書等の提出方法

参加予定者は上記5の（1）～（4）を提出すること。

- (1) 受付期間 令和5年5月1日（月）から令和5年5月15日（月）17時まで
- (2) 提出部数 全て電子データ（PDF ファイルは必須、その他は任意）とする。
- (3) 提出方法 電子メールに限る。持参や郵送は認めない。

提出先メールアドレス [m.kondo@city.kamo.niigata.jp](mailto:m.kondo@city.kamo.niigata.jp)

（なお、CCにて [kondo.kouki@city.kamo.niigata.jp](mailto:kondo.kouki@city.kamo.niigata.jp) 宛にも提出すること。）

※ 添付ファイルの容量が5メガバイトを超える場合は、大容量データファイル交換サービスを利用するなど、送信エラーにならないようご注意ください。

また、受付通知は行ないませんのでご了承願います。ただし、個別にお問い合わせを受けた場合は回答いたします。

## 8. 業務実施スキーム等の提出方法

参加予定者は、上記5の(5)～(9)を提出すること。

- (1) 受付期間 令和5年5月1日(月)から令和5年5月22日(月)17時まで
- (2) 提出部数 全て電子データ(PDFファイルは必須、その他は任意)とする。
- (3) 提出方法 電子メールに限る。持参や郵送は認めない。

提出先メールアドレス [m.kondo@city.kamo.niigata.jp](mailto:m.kondo@city.kamo.niigata.jp)

(なお、CCにて [kondo.kouki@city.kamo.niigata.jp](mailto:kondo.kouki@city.kamo.niigata.jp) 宛にも提出すること。)

※ 添付ファイルの容量が5メガバイトを超える場合は、大容量データファイル交換サービスを利用するなど、送信エラーにならないようご注意ください。

また、受付通知は行ないませんのでご了承願います。ただし、個別にお問い合わせを受けた場合は回答いたします。

## 9. 選定方法等

- (1) 提出された上記5の(1)～(9)の資料に基づき事務局にて審査を行い、評価点数の合計による総合評価に基づいて優先交渉順位を定め、その中から市長の決裁を経て契約候補者を選定する。
- (2) 評価項目及び配点は別表のとおりとする。
- (3) 参加者に対し、選定結果はメール(電子データの送付)により通知する。
- (4) 選定結果については、加茂市公式ホームページ上で公表する。

## 10. 契約について

契約内容及び仕様等については、採択された提案を基に、市と詳細を協議するものとする。なお、契約内容と仕様、契約金額については、協議の結果、採択された提案と変更が生じることがある。

### 11. 参加者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 上記3の参加資格の要件を欠いた場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 正当な理由がなく提出期限までに必要な書類が提出されなかった場合
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (5) その他提案に当たり著しい信義に反する行為等、市が失格であると認めた場合

### 12. その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに関して参加者が要した費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 市は、やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において、本プロポーザルに要した費用を参加者が市に対して請求することはできない。
- (3) 提出期限を過ぎた後の書類の修正又は変更は認めない。
- (4) 提出書類に記載された受託業務の担当者等は、市がやむを得ないものとして認める場合を除き、変更することはできない。
- (5) 参加表明後に参加を辞退する場合は、速やかに市へ電子メールで通知すること。

- (6) 市は、提出書類を参加者に無断で本プロポーザルの選定以外の目的に供しない。
- (7) 市は、選定を行う作業に必要な範囲において提出書類を印刷することがある。
- (8) 市は、本プロポーザルに係る情報公開の請求があった場合、加茂市情報公開条例（平成18年6月29日条例第12号）の規定に基づき、提出書類を公開する場合があります。

(別表) 評価項目及び配点

評価項目	審査内容	配点
業務実績及び実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務実績が本業務を遂行する上で適切といえるか。</li> <li>・配置された人員や業務分担等が、本業務を遂行する上で適切といえるか。</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>	20
業務実施方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本業務の目的、内容、課題等について、十分理解されているか。</li> <li>・本業務の目的の達成や、課題の解決方法に関して、適切な方針が示されているか。</li> <li>・発注者を支援する意欲、姿勢、配慮がなされているか。</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>	40
業務手法及びその内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仕様書から業務で求められている取組みの意図や必要性を理解し、適切な手法や内容が提示されているか。</li> <li>・本業務の遂行にあたり、スケジュール等が適切に示されているか。</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>	30
価格	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務内容に即して適切な見積額となっているか。</li> </ul>	10
合 計		100

【問合せ先】

加茂市総務課政策推進室 担当：近藤真史、近藤侯樹  
 住所 〒959-1392 新潟県加茂市幸町2丁目3番5号  
 電話番号 0256(52)0080 (内線 353)  
 電子メール [m.kondo@city.kamo.niigata.jp](mailto:m.kondo@city.kamo.niigata.jp)  
 (CCにて [kondo.kouki@city.kamo.niigata.jp](mailto:kondo.kouki@city.kamo.niigata.jp))